



---

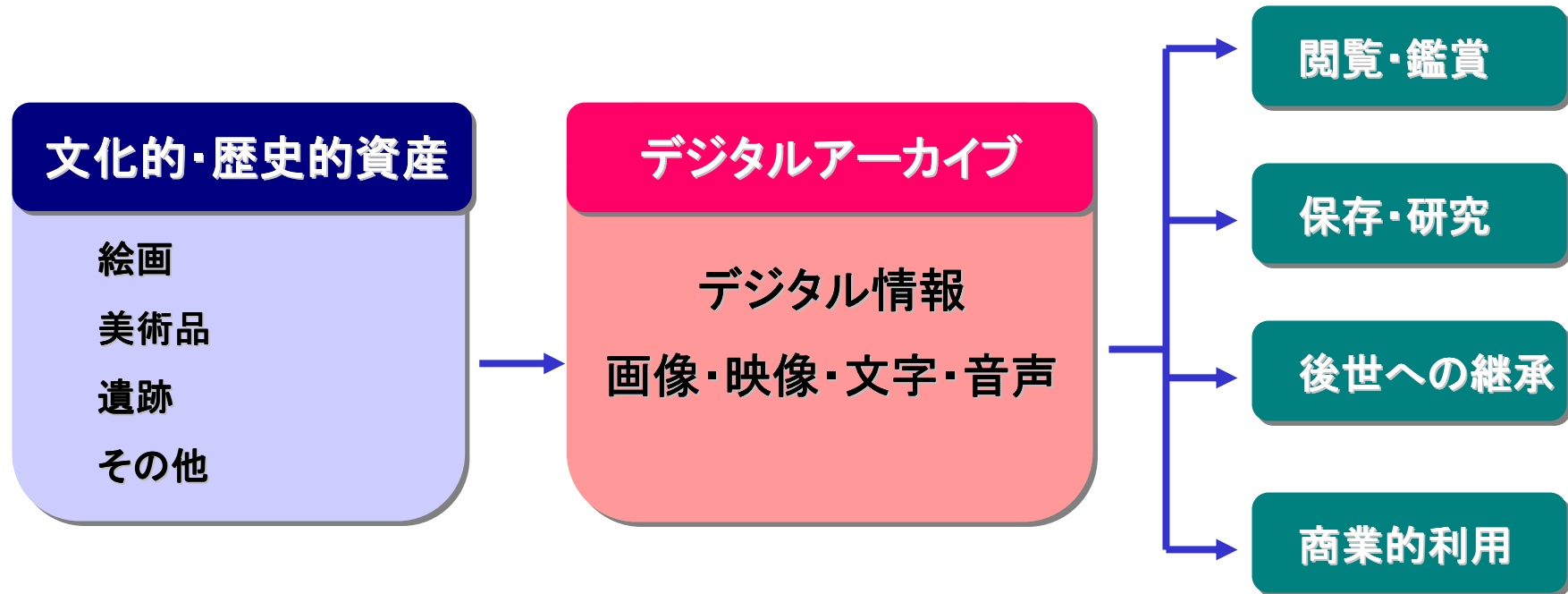
# 著作権処理

～ デジタルアーカイブと著作権 ～



# デジタル・アーカイブ構想

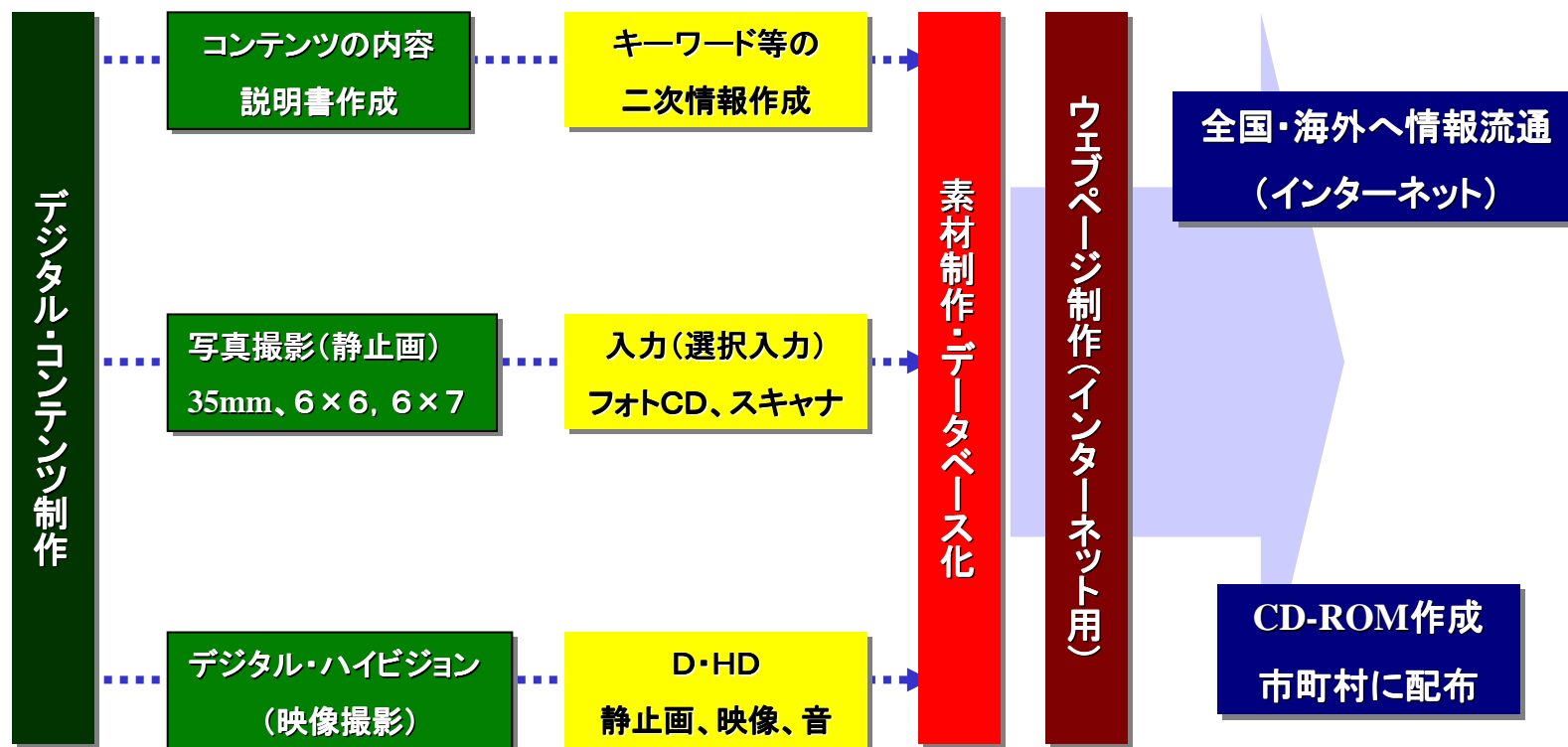
(Digital Archives)



**デジタルアーカイブ**：文化的・歴史的資産をデジタル化して、データベース化したもの



# デジタルアーカイブ化手順





# デジタルアーカイブに係わる権利とは

## 素材についての権利

著作権

(無体財産権)

所有権

(有体物の権利)

## 写真についての権利

著作権

(無体財産権)

所有権

(有体物の権利)

## その他

肖像権

プライバシーの権利

パブリシティの権利

デジタルアーカイブ構築にあたっては、これらの権利を尊重することが重要

参考: デジタルアーカイブの権利とは(デジタルアーカイブ推進協議会)



# 著作権と所有権

## 著作権

(無体財産権)

### 著作（財産）権

著作物の複製や公衆送信権等の利用行為に応じて著作権者から著作物の利用許諾を得る必要がある。

### 著作者人格権

著作物の色・形状の修正やトリミング等の改変を行う場合には、著作者（又は、遺族）の同意を得る必要がある。

## 所有権

物を撮影したりスキャニング等その物を使用する場合には、所有者に承諾を得る必要がある。



# 著作権が存在しない素材の写真を 利用するにあたっては・・・

## 慣習では・・・

既存の写真を利用して印刷物を作成する場合には、写っている素材の所有者に承諾を求めることが行われている。

## 法的には・・・

写っている素材を直接使うわけではないので、本来は、その素材の所有者に承諾を求める必要はない

実務的には、素材の所有者との信頼関係を築きながらデジタルアーカイブを構築運営していくために、素材の所有者に確認を求めるなどの配慮が必要であろう。



## 契約の重要性

「デジタルアーカイブ」を発展させるためには・・・

権利の尊重

慣習の尊重

利益の尊重

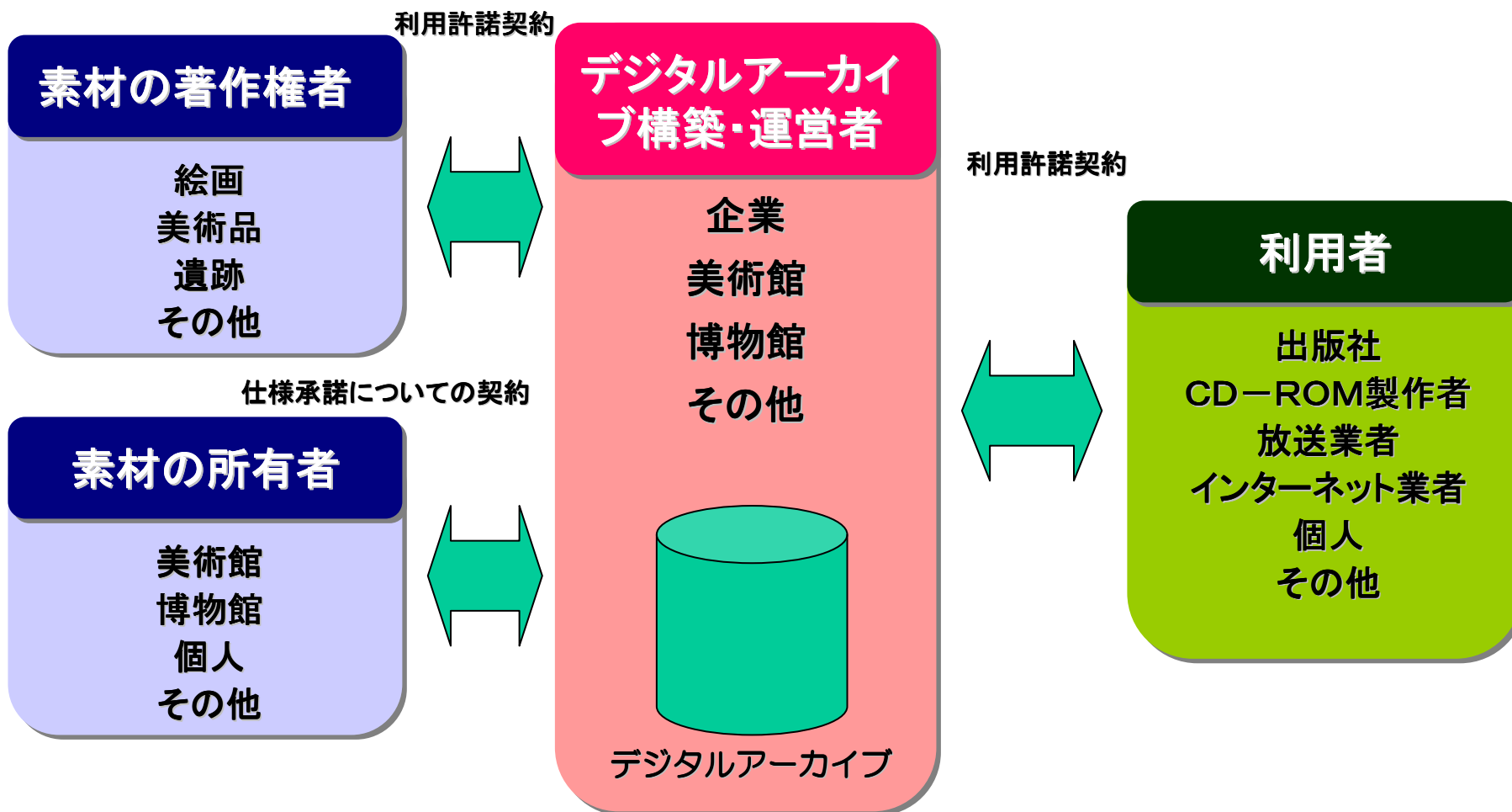
所有者・著作者にとっては  
素材や写真を提供するにあたり、利用  
条件、利益配分等を明確にする。

デジタルアーカイブ構築・運営者に  
っては  
素材や写真の使用範囲を明確にしてデジタル  
アーカイブの適正な構築・運営をはかる。

「契約書を交わす」ことが重要



# どんな契約が必要か

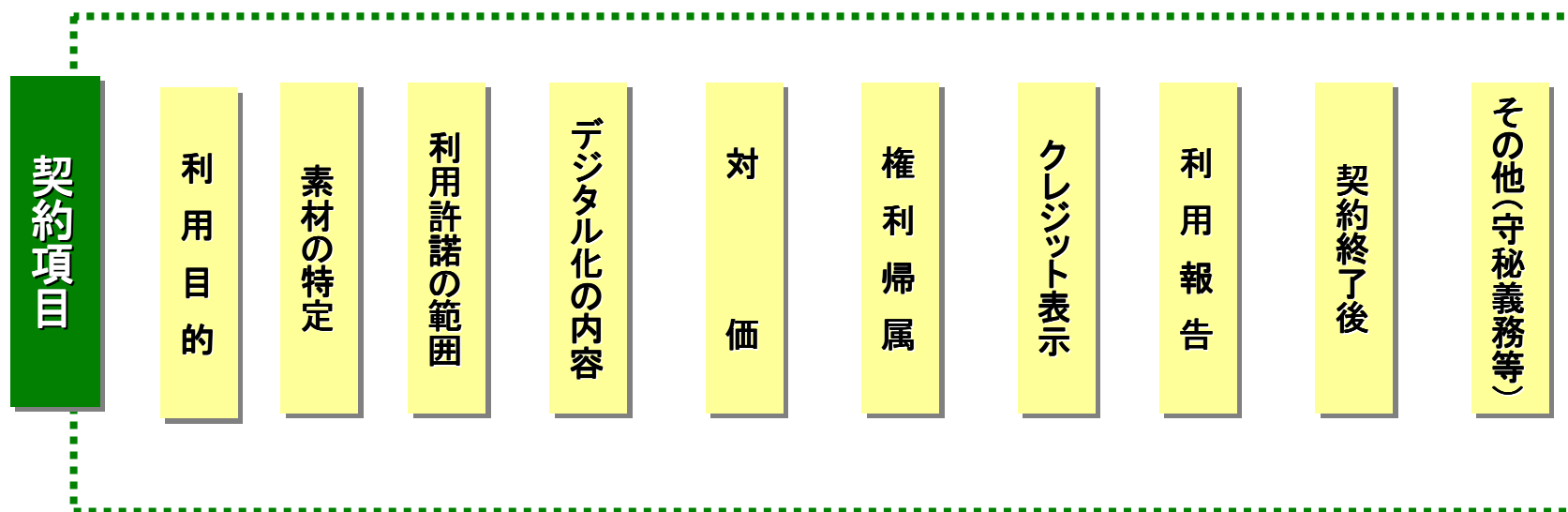






# 素材の著作権者とデジタルアーカイブ構築・運営者との利用許諾契約

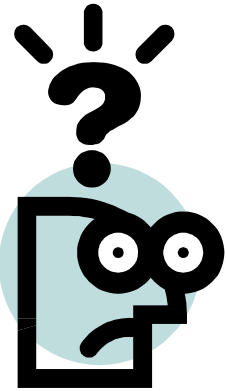
## 利用許諾契約





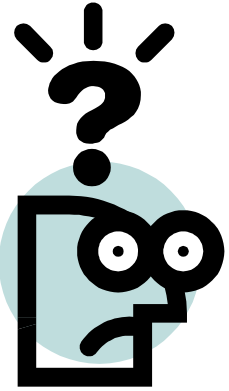
---

地域の人々に歌ってもらった伝統芸能の民謡や田植歌が録音されたものについてデジタルアーカイブを実施しようとする場合、なんらかの問題があるのでしょうか。



---

上野動物園のパンダの歴史を写真で紹介しようと思うのですが、動物の肖像にも注意する必要があるのでしょうか。



---

外部の業者にデジタルアーカイブ・データベースを制作させたのですが、契約上何に注意すればよいのでしょうか。